

賛助会費及び寄付金に対する税制上の優遇措置について

公益社団法人セントラル愛知交響楽団は、愛知県から「公益社団法人」として認定されているため、当団に対する賛助会費及び寄付金は、所得税・相続税、一部の自治体の住民税について、税制上の優遇措置の対象となります。

個人の場合

≪所得税≫

「所得控除」と「税額控除」のいずれか一方の選択ができます。控除を受けるには、確定申告を行うことが必要です。

(1) 「所得控除」適用の場合

$$\text{（寄付金額} - \text{2,000円）} = \text{所得控除額}$$

↖総所得金額等の40%相当額が限度

$$\text{税額} = \text{（所得金額} - \text{所得控除額）} \times \text{所得税率}$$

(2) 「税額控除」適用の場合

$$\text{（寄付金額} - \text{2,000円）} \times \text{40\%} = \text{税額控除額}$$

↖総所得金額等の40%相当額が限度

↖所得税額の25%が限度

$$\text{税額} = \text{所得金額} \times \text{所得税率} - \text{税額控除額}$$

≪住民税≫

所得税の確定申告の際に住民税の寄付金控除も合わせて申告できます。

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄付金控除（税額控除）の対象となりますので、お住まいの都道府県・市区町村の条例をご確認ください。

（セントラル愛知交響楽団は愛知県条例において控除対象とされておりますので、愛知県民の方は県民税の控除の適用を受ける事ができます。）

$$\text{（寄付金額} - \text{2,000円）} \times \text{下記の率}$$

↖総所得金額等の30%相当額が限度額

(1) 都道府県が条例で指定している寄付金・・・4%（名古屋市にお住まいの方 2%）

(2) 市区町村が条例で指定している寄付金・・・6%（名古屋市にお住まいの方 8%）

(3) (1)、(2) 重複指定している寄付金・・・10%

≪相続税≫

相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません。（相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。）

法人の場合

≪法人税≫

公益法人への寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

$$\text{損金算入限度額} = \text{一般寄附金の損金算入限度額} + \text{公益法人への寄付金の損金算入限度額}$$

・一般寄附金の損金算入限度額（所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%）×1/4

・公益法人への寄附金の損金算入限度額（所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%）×1/2